

## 平成 27 年度 第 5 回 男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成 28 年 2 月 22 日（月）18:30～20:00

会 場：庁議室

参加者：名取 はにわ会長・渡邊 恭子委員・甲斐 昭子委員・鈴木 久佐子委員・本田 純委員  
栗林 弘委員・師岡 範昭委員・西川 昌彦委員

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

### ○議題

- (1) 今回の答申で特に評価する事業として取り上げた該当部署への表彰
- (2) 平成 27 年度第 4 回男女平等推進市民会議 会議要録（案）について
- (3) 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査（案）について
- (4) その他

・議題 (1) 今回の答申で特に評価する事業として取り上げた該当部署への表彰

～障害福祉課、健康課、防災防犯課、図書館、生活文化課に表彰状を授与～

・議題 (2) 平成 27 年度第 4 回男女平等推進市民会議 会議要録（案）について

～異議なし～

・議題 (3) 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査（案）について

会 長：事務局より説明願う。

事 務 局：前回の案からの変更点を説明する。まず、大項目の並び順を変更した。前回会議で指摘のあったとおり、「あなた自身のこと」を先頭に持ってきた。「性的マイノリティ」の後ろに位置していた「市の取り組みについて」は、「男女平等」の項目に組み入れることとし、項目ごと削除した。次に、新たに変更、追加した質問について説明する。大項目「子育てと介護」の問 4 は、以前は「育児休業制度と介護休業制度をさらに取得しやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問で、この問いについて、「当事者でないと考えにくいのではないか」という意見が出た。これを「男女が共に育児・介護と仕事の両立を推進するために、どんなことが必要だと思いますか。男性、女性にとって、特に必要だと思うことに、それぞれ 3 つまで○をつけてください。」と変更した。育児・介護の両立のため、男性に必要と思われること、女性に必要と思われることをそれぞれ選択してもらおう形式とし、男性と女性でどのよう

な違いが見えてくるか把握することを目的としたい。大項目「仕事と職場」の問 6-2 は、働いている者を対象に、職場の所在地を問う質問で、「勤務地を聞いてみてはどうか」という意見から、新たに追加した。大項目「男女平等」の問 20 は、「市の男女平等の取組みの周知のために、有効と思われる方法」を問うもので、結果を政策に繋げていきたい。続いて、問 20-1 で、「市の発信する情報を入手する媒体」を問い、市側の情報発信がどのように市民に受け取られているのか、現状を把握したい。また、問 21 の選択肢をより答えやすいものに見直した。変更点についての説明は以上である。

<問 3 (男性が育児休業または介護休業を取得することをどう思うか) について>

会 長：今は男性の育児休業も介護休業も、とても充実している。この設問を、今やる狙いがよくわからない。

<問 4 (育児・介護の両立のため、男性、女性に必要と思われること) について>

委 員：選択肢に「その他」を入れてみてはどうか。

<問 8 (政治・経済・地域場で女性リーダーが増えた場合の影響) について>

委 員：各分野で女性リーダーが増えた場合、影響だけでなく効果もある。設問の文章を「どのような効果と影響があると思いますか。」としてはどうか。

<問 20 (市の男女平等の取組みの周知のために、有効と思われる方法) について>

委 員：男女平等推進センターの存在が全く見えない。どこかに見えるような形で取り入れてみてはどうか。

<問 20-1 (市の発信する情報を入手する媒体) について>

委 員：選択肢の中にケーブルテレビを加えてみてはどうか。

<問 21 (男女平等推進のために、小中学校で取り組むとよいと思うもの) について>

会 長：選択肢 5 の「性別で隔たりのないように教材を見直す」との表現はわかりにくい。こうした文脈でよく使われている「性別に偏りのないように教材を見直す」としてはどうか。

<アンケート送付の際の同封資料について>

委 員：アンケート送付の際に、第 2 次男女平等推進プラン（以下プランという）の概要版を同封してはどうか。

会 長：可能であれば「ときめき」を同封してもらいたい。

事 務 局：市民にアンケートをしてもらう際に、まず、市としての取り組みを説明した上で答えてもらいたいということは、前々からお話をいただいている。市の取り組みやプランについて説明するような資料を作成して、アンケートに同封したい。

#### ・議題 (4) その他

<第 4 次男女共同参画基本計画について>

事 務 局：男女共同参画社会基本法に基づいて、施策の総合的、かつ計画的推進を図るた

めに、平成27年12月に、第4次男女共同参画基本計画が策定された。目指すべき社会として、1番目として、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会、2番目として、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、3番目として、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、4番目として、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会、ということが、本計画の大きな4つの柱になっている。市としても、本計画及び女性活躍推進法を盛り込んで、次期プラン策定する方針である。